

と雖も三週間の後、不順の時候なれば五六週間の後にあらされば出づべからず

第一百五十六條

産婆は産蓐中導婦の清潔法に注意す可し即ち肌着は分娩後二三日より成るべきたけ毎日清潔にして良く乾きたるものと交換す可し又導婦の外陰部は分娩後九日間は毎日少くも一回づゝ殺菌水を以て洗滌し後ち注意して拭ひ且陰部の腫脹せろや否や傷あるや否や潰瘍あるや否やを良く見る可しさて屢々陰部を清潔にするは甚だ必要にして此の際必ず消毒したる布片か或は脱脂綿にて拭ひ去り然る後二千倍の昇汞水に浸し且つ絞りたる布片或は脱脂綿にて陰部を被ひ而して不潔に成りたる綿は必

ず焼捨つべし又外陰部を洗滌したる毎に必ず其下敷を取り替ふ可し又若し陰唇腫脹せる時は醫の診察を乞ふ可し但し決して海綿を用ゆ可からず何となれば一度用ひたる海綿は再び全く清潔になし難く且是より屢々傳染毒を傳搬することあればなり

又發病素を傳搬するの恐れあれば産婆は產所に用ひし下敷或は導婦の陰部に用ひたる布片を自から洗濯することを嚴禁す凡そ惡露中には常に危險なる發病素の黴菌を含むものなれば總て手に觸れざる様注意す可し

第一百五十七條

重く且つ窮屈なるは害あり且乳房及び腹部は別して暖に爲す
を要す

第一百五十八條

産室は產室第百十七條を見よと同様に狹からず空氣は清潔佳良なるべし故に室内に濕氣を避るが爲め濕りたる衣服などを掛け乾かす等の事は決して爲す可からず又烟草の燐烟及び其他の烟氣を室内へ満さぬ様になし而して不潔に成りたるもの或は虎子は用後直に他室へ出す可し勿論室内に他人の合居若くは業務に從事する等のことあるべからず又室内は明くして暗くなし置くべからず又戸扉を閉鎖すれば不良の空氣交換を妨ぐるものなり故に室内の空氣を交換する爲め晴天なれば毎

日一度づゝ障子或は窓の戸を開き暫時開け放し置く可し然れども此際戸外より入り来る風の幕婦に當らぬ様にす可し若し不良の時候なれば先づ隣室を開け放して十分空氣を交換し置き再び閉ちたる後隣室と産室との間を開く可し又香木を燒き或は香水を撒くは唯惡臭を消すのみにして空氣を清潔にする作用なし又室内を掃除するには成るべく濕りたる布片にて拭取りて汚塵の起つを防ぐを可とす

第一百五十九條

産室中は食物及び飲物にも亦注意す可し若し不適當の食物を與へ或は過食せしむる時は極めて害あり即ち分娩後三日間は牛乳薄き粥葛湯或はパンを入れたるソップ或は脂肪少き魚肉少許

を與ふ可し又少量の牛酪を用ゆるも可なり但し最初より食鹽及び醤油を用ゆるも害なし然れども過度の鹽分を與ふべからず又早朝及び夜に入りて産蓐婦に「ソップ」或は麵麌を入れたる温かき牛乳或は牛乳を入れたる薄き茶を與ふ可し又第三日に至り始めて大便の通利を促がすものなれば食物も少し形のある滋養物を與へて可なり即ち米粥鷄卵柔かにして脂肪少き鳥肉濃き「ソップ」へ鷄卵或は少量の餛飩或は「パン」を入れて與へ又分娩後七日目に至れば初めて肉類野菜米飯等を與へて可れども尙ほ初めは鳩黃雌鷄「ロース」肉魚肉等野菜物の内にても百合馬鈴薯胡蘿蔔煮たる果物等は大に適當するものなれば先づ是等を與へ漸々常食に移すべし第十四日の後は健全なる婦人

なれば全く常食に復して可なり

第一百六十條

飲物は分娩後一週間は微溫の麥湯。砂糖湯。葛湯。番茶。餘り冷たく無き新鮮の水等を與へ其後は薄き珈琲。上茶。紅茶を與ふ可し然れども餘り濃くして且つ沸騰したる茶。強き珈琲。葡萄酒。其他の酒類。麥酒等は與ふ可からず

第一百六十一條

大便の通利は分娩後第四日より毎日あるを良とす而して若し通りなき時は蓐婦を仰臥せしめ「イルリガートル」を用ひ微溫の石鹼水にて灌腸し差込虎子を用ふ可し。若し斯の如くして通利無き時は石鹼水中へ一食匙〔盃半分程〕の食鹽を加ふべし尙ほ是に

ても通利無き時は其由を醫に通知す可し又產婆の下剤を用ふることは固く禁ずべきことなり何となれば溫りに之を用ふる時は劇き腹痛を來し頻回水瀉を來すを以てなり

小便の通利にも亦注意す可し若し尿閉する時は危險を來すことあり故に幕婦には三時間毎に差込虎子を用ひ尿利を促す可し然る時は遂に幕婦は大概斯の如き規則正しき排尿に慣れ良く通利するものなり又若し分娩後二十四時間を経るも自然の通利無き時は先づ陰部を煮沸したる温湯にて洗滌し或は暖かき布片を膀胱部に貼用す可し斯の如くするも其效無き時は產幕婦を踞まして試む可し斯く爲すも尙ほ其效無くば產婆は朝夕「カテーテル」を以て之を取るべし而して其仕方は先づ幕婦の臀

部の下へ枕を揣ひ股間を開張せしめ陰唇を擴げ百倍リゾール水に浸したる脱脂綿を以て尿道口部を良く拭ひ然る後前以て煮沸して消毒したる「カテーテル」を挿入すべし若し「カテーテル」を用ふるに當て甚だ困難なる時は產婆は強て之を施さずして直ちに產科醫に委す可し又尿閉を發せし際尿利を好くする飲物を與ふる時は腎臓の分泌を盛にして尿膀胱内へ益蓄積するが故に之を與ふるは甚害あり但し「カテーテル」を用ひたる時は毎回必ず十分時間煮沸し乾したる後消毒したる布に包み保存し置くべし

第一百六十二條

時の疲勞を回復する爲め七八時間休みたる後初生兒を乳房に附かしむ可し即ち其初めて哺乳する前乳頭を微温湯及び石鹼にて良く清潔になし然る後右方の乳房を授けんとせば尊婦は右側に臥し右の肘を杖きて身體を支へ其前脇を以て小兒を抱き而して清潔なる微温湯にて濕したる清潔なる布片を以て乳頭を良く引出し然る後前以て清潔に拭ひ置きたる小兒の口中へ入る可し其左方の乳房を授けんとせば左側に臥すこと猶右方の如くす可し而して授乳の時乳房にて初生兒の鼻孔を閉ぢ呼吸を妨ぐること無き爲一指を以て軽く離す可し又分娩後九日間は坐して授乳す可からず坐して授乳すれば子宮甚だしく壓下せらるゝなり又初生兒は吸乳するに間断ありて屢々吸ひ

止み又吸ひ始むることあれば十分飽くまで長き時間授乳す可し故に授乳時間は短くとも半時間たる可きなり

乳頭は容易に傷を生じ易きものにして其傷は化膿素を侵入せしむる

門と成るものな

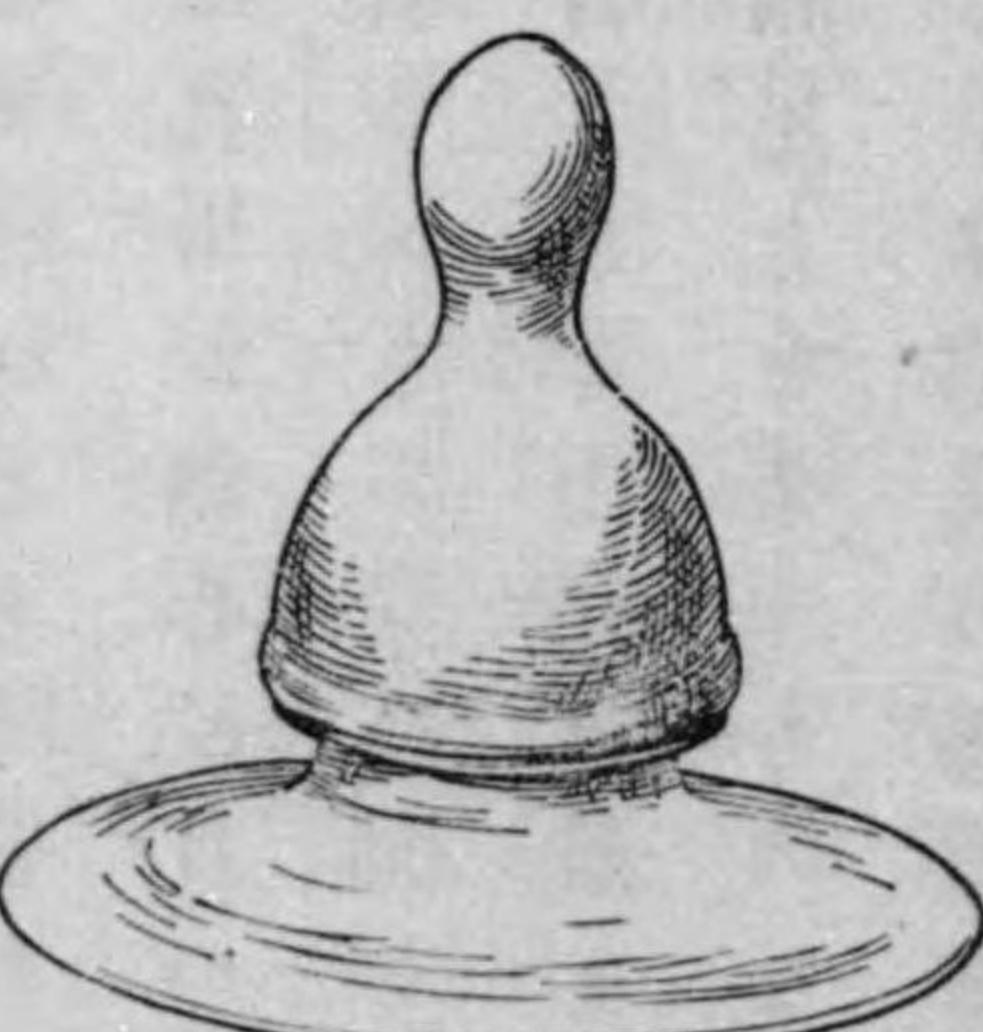
り故に乳腺焮衝

の豫防として小

児に授乳する初

期に於ては第百

十圖に示すが如



此圖は乳腺焮衝を豫防するに用ゆる硝子座を供へたるゴム製乳頭帽を示す

き乳頭帽を用ひて哺乳する様尊婦に必ず勸告す可し又小兒に授乳する前乳頭帽の表面を一二滴の乳汁にて濕して哺乳せしむれ

第百十圖

ば其小兒は速かに之に慣るゝものなり
初生兒に授乳するは初より一定の時間に從て與ふれば小兒は良く之に慣るゝものなり然れども時として此習慣の困難なることあれども生母或は乳母が熱心に且つ固守して是を實行すれば大抵數日にして慣るゝものなり而して斯の如く規則正しく

時間を嚴守して養育したる小兒は最も良好に發育するのみならず全家の平和と満足とを來すものなり之に反して當初に不正の慣習を授け若しくは姑息の慈愛を加へ等閑に附し斷行せざる時は終に慣習を改むるの期を失ふものなり即ち分娩後乳汁は初め一週間は三時間毎に與へ第二週より日中は同じく三時間毎に與ふれども夜間は休止時間を漸々長くす可し而して

終に母子共に成るべきたけ夜間は安眠する様に爲す可し又乳房は左右取替て與へ且つ飲盡さしむるを好しとす中等に發育したる小兒にありては初三箇月間は一日六回其後は五回授乳すれば充分なりとす

初生兒は間々授乳の困難にして六ヶ敷ことあり即ち小兒の舌が乳頭に捲らずして吸乳し能はざるなり然る時は百方工夫して懇切に小兒を慰撫し巧に之を導く可し凡そ授乳困難なる時は産婆は臨機應變の所置を行ひ必ず不親切に無理の仕方を爲さざる様に注意すべし

第一百六十三條

授乳の困難なるは殊に乳頭の甚だ短きもの。乳頭の陥凹したるもの。乳房の扁平にして充満したるもの等なり斯くの如き類には搾乳器(第百十一圖)を見よにて乳頭を吸出し且つ乳汁を分泌せしむ可し然れども乳房中に全く乳汁無き時は如何に爲すも更に益なし又小兒の口を閉て開かざるか或は吸乳の作用を爲さざる時は其頤を徐々に下方へ引き下け二三滴の乳汁を搾り出し然る後乳頭を其開きたる口中へ差し入れ吸乳を促すべし

小兒が一方の乳房のみを望む時他方の乳房に附かせんとするに



此圖是一般に用ゆる搾乳器なり

又母體の側臥を他方の側臥に替へ小兒の方は其都合宜しき向を替ふることなく而して其軀幹を母體の腋窩の下へ横に置いて乳房に附かしむ可し又授乳の後は清水にて乳頭を洗ひ潔むべし而して授乳終る時は小兒は別床に移し決して其母の蓐中にも同眠せしむべからず然らざれば或は小兒を不幸に陥らしむることあるなり

又母婦が哺乳に際し殊に注意すべきものあり即ち母婦は自ら手指を陰部に觸れ或は惡露の附着せる肌着等を近づける様にすべし若し觸る時は先づ其手を温湯と石鹼とを以て刷毛にて五分時間洗滌し後ち百倍リゾール水にて刷毛を以て三分時間洗滌す可し然らずして母婦が不注意に乳頭に觸る時は間

間病毒を傳染せしめ乳房久しく焔衝し且つ化膿す又延て小兒にも傳染するものなり尊婦は總て一日數回温湯と石鹼とを以て手を洗滌するを可とす

第一百六十五條

左の件々あるものは自分の乳を飲す可からず第一癲癇症精神病肺癆徽毒痛風慢性の皮膚病等あるもの(第二)甚だ虛弱且つ身體の營養不良にして病身なるもの等なり而して産婆自ら其良否を判断する克はざる時は醫に判断を乞ふ可し

第一百六十六條

尊婦若し自分の乳を小兒に與へざる時は分娩後七日間は流動性の食物を減じ乳房を「フランケル」或は「脱脂綿」にて覆ふべし而して

尙ほ乳房の甚しく腫りて下垂することあらば綿布を折疊て乳房に當て其末端を項に釣結び付け支へて壓迫或は損傷等を受けぬ様に注意す可し

第一百六十七條

授乳中注意す可きことを産婆が授乳婦の理解す可き様に懇話するは大切な事なり殊に生活法は以前授乳婦の健全なりし時の生活法を替へずに行ふを可とす然れども食物中乳汁の質を害す可き品は必ず避く可し即ち酸味及び香氣高き食物或は劇しき香料を加へたる食物又鹽漬にしたる食物脂肪多く且風氣を醸し易き食物其外身體を熱す可き飲物等は禁ずべし餽飪玉蜀黍。馬鈴薯。胡蘿蔔。未熟の豌豆。隱元豆。葉牡丹。赤豆。鷄卵。鳥肉。牛肉

類魚類等を與ふべし飲物には牛乳。珈琲又は煎茶の中へ多量の牛乳水。砂糖水。弱き麥酒等を加へて與ふるを良とす又大便の秘結する時は決して忽にす可らず先づ新鮮の空氣中にて運動を行ひなし且煮烹果物を與へて薄き飲物殊に砂糖水を飲しむれば大概通りするものなり萬一尙ほ通利せず止むを得ざる時は灌腸を行ふ可し又狹小なる室内に長く坐して身體の運動不足する時は乳量を減ずるのみならず乳質を悪しくするものなり然れども劇しき運動は害あるものなれば注意すべきなり或は夜間の休息に不足あるも亦害あり其外授乳婦の精神の感動或は氣分の様子に由りても乳量及び其質に變化を來すものなり故に授乳婦の心安靜且つ満足して氣分爽快なる時は大に乳汁の分泌を良くし悲哀或は苦慮などある時は乳汁の分泌不良なりされば甚だしき精神の感動殊に恐怖。驚愕。忿怒。甚しき喜悅等の後には決して直に乳を飲す可からず此くの如き時は先づ乳房に蓄積せる乳汁を搾乳器にて搾り出し然る後に與ふ可し又乳房は常に溫暖に保ち且つ壓迫等を防がざるべからず又授乳時中始め三箇月間は全く交接を止むべし何となれば授乳婦更に妊娠する時は必ず授乳を止めざるを得ざればなり但し月經の來るは母子共に害無きものなれども或は二三日間小兒不安となることあり

授乳は漸々廢す可し之を離乳と云ふ離乳とは小兒の乳を廢して

第一百六十八條

漸々他の食物を移し慣らすこととなり小兒已に他の食物に移り慣れて乳房全く不用となりし時は乳房を綿或は清潔なる毛布にて被ひ軽く之を繻帶す可し又乳房緊張して痛みある時は其質の弱き油〔阿列布油胡麻の油〕を其皮膚に塗るべし然れども膏薬類は全く用ゆ可からず然るに乳房尙ほ硬く緊張せば飲物を減じ營養分多き食物を全く廢し而して多量の大便通利ある様になす可し

第四章 小兒の看護法

第一百六十九條

初生兒の看護法

小兒の看護法は分娩後一箇月間は概ね産婆の取扱ふものなり又産婆は小兒の母或は看護婦に看護の方法を教ふ可し即ち如何して小兒に沐浴せしむるや如何して衣服を着せしむるや如何して養育す可きやの必要なる事柄を告ぐる等なり

第一百七十條

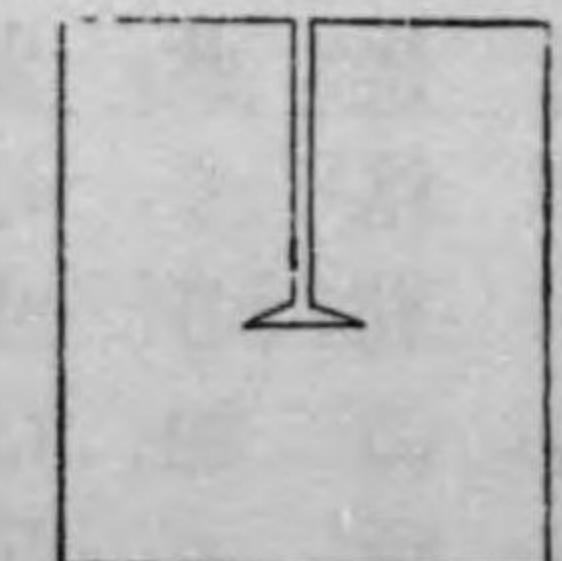
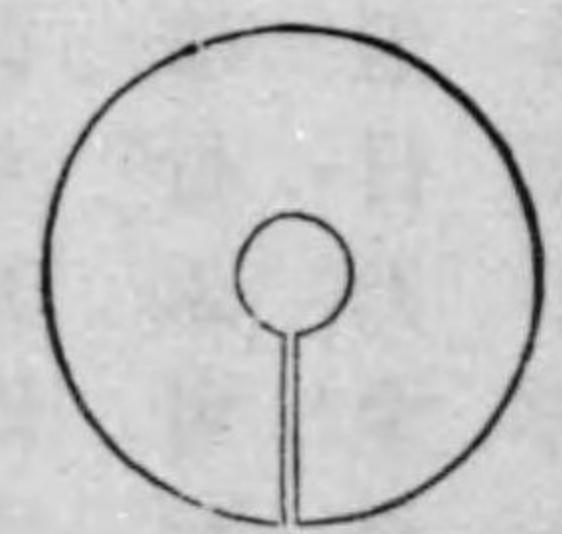
小兒を沐浴せしむるは只其身體を清潔にするのみならず主として身體を溫暖ならしめ且活潑にする爲めなり而して其浴湯は清きものを多量に用ひ小兒の顔面を出すの外は悉く湯の中へ沈め得る程になす可し又浴湯を以て決して顔面殊に眼目を潤す

初生兒の沐浴

可からず其溫度は列氏の二十八度即ち攝氏の三十五度とす此際必ず檢溫器を以て測るべし若し胎兒に胎脂多くある時は其皮膚へ阿列布油或は「ワゼリン」或は食鹽なき牛酪或は卵黃を塗布す可し而して入浴せしむるや先づ眼より始め然る後ち顔面を軟かなる布片及び清き冷水にて洗滌す可し但し其眼は必ず外眞の方より内眞の方へ拭ふ可し又口中は健なる小兒なれば其儘に爲し置べし次に身體は軟なる手拭或は「フランネル」に石鹼を用ひ洗ふ可し但し石鹼は力弱きを可とす刺戟性なるは不可なり而して浴湯の際產婆は特に初生兒の身體に變形外傷骨傷畸形等のあるや否やに能く注意す可し若し變狀ある時は直ちに醫の診察を受く可し又初生兒を浴せしむる時間は大凡

十分間なり

第一百七十一條



浴湯より取出したる小兒は直ちに暖めたる浴衣にて被ひ注意して身體を拭ふ可し此際產婆は臍帶の能く結紮せることを見認めたるには次て其臍帶を處置す可し即ち圖の如き形の(第一百十二圖)を見よ柔軟にして清潔なる布片或は脱脂綿を以て纏ひこれを腹上の左側に伸し置き臍帶にて軽く腹壁を巻べし而して分娩後一回沐浴したる後は臍帶の脱落して其痕全く癒ゆるまでは毎日唯洗拭

するのみとす。若し臍部全く癒たる後は毎日入浴せしむ可し。又臍繩帶は臍帶が脱落して其痕全治するまでは毎日新になす可し。又決して臍帶を引き或は切り其外之れを曲げ或は早く脱落せしめんと企つる等のことは行ふ可からず。此くの如く小兒を扱ふ時は臍帶乾燥して大抵五日乃至八日の後格別の病變無く落つるものなり。而して臍部の未だ充分に癒えざる内不潔のものに觸れば忽ち病を發するものなれば注意すべし。

第一百七十一條

凡そ小兒の清潔法として臍部が癒たる後一箇年間は成べく毎日一回づゝ入浴せしめ而して湯の溫度は漸々減じて列氏の二十六度四分即ち攝氏の三十三度に爲す可し。但し分娩後一年の間

冷水浴は不可なり。其外毎日就暮前微温湯を以て小兒の身體を洗拭す可し。而して此時用ふる湯の溫度も亦漸々減じて列氏の十五度二分〔攝氏十九度〕までに到らしむべし。小兒は是に依て益感冒に遠かり健康に経過すべし。又清潔法として分娩後三箇月を過ぎたる後は小兒をして便器を與へたる時のみ大小便を洩す様に追々習慣を附けしむ可し。但し餘り長時間便器にからずするは害あり。又小兒を居らしむる部屋は毎日空氣を能く通じて色々の臭氣或は蒸發氣等を消す可し。加之其室は乾燥して明るく日當り好き所を選ぶ可しされども溫和の日には成る可きだけ毎日小兒を家の外に連れ出すを好しとす。

衣服を着せしむるに當り注意す可きは先づ衣類を適度に暖め置

くことなり衣服は素より氣候に由りて異なれども通例多く用ふるものは襦袢。胴着。長き上着等にして腰部及び下肢は中羃を以て捲き然る後其小兒を單に小蒲團中に安臥せしむるなり此際附紐或は中羃にて胸部腹部を餘り強く締むるは害あり又小兒は以前子宮内に居りし時の如く臥床の内に於ても亦た身體を屈曲せしめて安臥せしむ可し殊に四肢を伸さんとする時は屢痛みを起して其體を安らかに保ち難し又頭は全く被はざるを最良とす小兒の衣服小蒲團等を固定する爲めに留針を用ふるもの間々あれども甚だ不良なり又最初一週間程は湯煖婆を入れて適宜の溫度を平等に保たしむ可し即ち堅密なる磁磚に湯を充し確と口を閉ぢ布片にて包み用ふるなり然れども過度

の溫暖は熱き入浴と同様に亦害あり若し初生兒嘔吐することある時は其吐出物を流出する爲め速に側臥せしむ可し又眼中に強き光線の入ること或は塵埃の飛び込むこと又は蠅蚊等の襲ふことを防ぐ爲め幌蚊帳を用ふべし紗の蚊帳は殊に良とす且つ小兒の呼吸に由りて不良となりたる空氣の竄出を妨ぐるが如き布片を用ゆべからず又室内は薄暗く爲すは不適當なり何となれば小兒の眼目は強き光線にあらざれば危険を受けざればなり

第一百七十三條

初生兒殊に早熟胎兒にありては成るべく安眠せしめ決して之を妨げざるを必要とす然れども小兒の眠り居るを覺し起すは害

ありとのみ誤信し其營養を怠ることあるべからず然らざれば其小兒は隨て衰弱し且つ冷却し易きものなり故に小兒を養ふには最初より規律正しくして大約三時間毎に小兒の安眠と然らざると拘らず哺乳に就しむべし善良の營養を得たる初生兒は分娩後概ね四六日間は其體量を減ずれども夫より再び増加して大約八日乃至九日に至りては分娩したる際の體量と殆ど同一の重に達するものなり是より以降一週間に毎に體量の増加すること左の如し

第一四分の一年即ち初め三箇月間は少くも毎週二百十「グラム」を増し

第二四分の一年即ち次の三箇月間は少くも毎週百四十「グラム」を増し

第三及び第四四分の一年即ち又次の六箇月間は少くも毎週七十「グラム」を増す
故に毎週小兒の體量を測り其發育の度を知る可し今一例を擧ぐれば左の如し

分娩後測りたる體重三二〇〇、〇「グラム」とすれば三箇月(大約十三週)の終に於ては即ち

$$3200 + (210 \times 12) = 3200 + 2520 = 5720$$

但し十二週(210 × 12)とせしは分娩後始の一週は算入せざるが故なり
又六箇月の終に於ては

$$3200 + 2520 + (140 \times 13) = 3200 + 2520 + 1820 = 7540$$

となるなり

然れども次の件に注意す可し即ち小兒が少くとも右の體重無れば健康兒とは云ひ難し故に前の目方より尙ほ重き小兒を良く營養せられたる小兒と云ふ而して小兒の良く成長する兆候は體量の増加する外に數回の利尿毎日二三回の善良なる大便の通利。發汗少しき安眠皮膚に健全なる赤色を呈し筋肉硬く十分脂肪の沈着する等なり

小兒は分娩後三箇月間程は臥床へ平臥せしめて置く可し而して其小兒頭を擧げ或は身體を起して已に直立の體位を望む様子あれば之を豎に抱き上るも可なり然れども最初に在りては此位置を保つこと長きに過ぐべからず何となれば此時期に於ては小兒の脊柱が長時間直立の位置に在るに堪へざればなり且此際には小兒をして善く溫暖ならしむ可し看護婦の小兒を抱くには自分の都合の爲と小兒の偏臥を防ぐ爲に左右へ交換して抱く可し又小兒が自ら立たんとする様子を爲すまでは起立せしむ可からず又小兒を慰むる爲め或は搖り或は籠に入れて動し或は彈機無き車に乗せて歩する等は宜しからず何となれば是に由りて尙ほ軟なる脳を動搖し遂に痴鈍となること屢あり墜落せぬ様に臥臺の縁を十分高く造るべし

第一百七十四條

小兒が健康なるや否や亦營養物が適當せるや否やは大小便の模様に由りて判断し得可し而して小兒が分娩後第一日に於て大便の排泄ありしや否やを產婆は注意す可し又稀には肛門には異常無くも夫より内部に於て腸の閉鎖せることあり若し腸が閉鎖せる時は大便の通利無く腹部は膨大し胎屎を嘔吐するが如き諸症を發す然る時は直ちに醫師を招く可し而して初生兒の最初に泄す大便是帶黒綠色の胎屎にして分娩後第三日目より黃色を帶びて稍濃厚なる粥の如くになるなり且小兒は二十四時間内に數回大便を洩すものなるが故に若し大便の通利減少することあらば產婆は微溫水或は牛乳と水と等分のもの

或は薄きカミツレ浸等にて灌腸を行ふ可し若し其效無き時は醫に告ぐ可し又綠色を帶びたる水の如き大便を度々泄す時は是亦直に醫に告ぐ可し又小便是妊娠中羊水中へも泄し分娩後は絶えず泄すものにして其尿は初めは殆ど水と同様なれども漸々黃色を帶るに至る又利尿は其度數益々多ければ隨て小兒の成長も益々好し之に反して小便の通利滯る時は是れ危險症の兆候なり

第一百七十五條

小兒の満一箇年中に於て最も適當したる營養物は母の乳汁なり故に健全の母は自ら其の乳を小兒に與ふ可し之れ即ち母の義務なり然れども乳汁不足なる時は傍ら薄き牛乳を哺乳器に

て與ふ可し若し半年の後母の乳不足する時は第一百八十二条に述ぶるが如き米粥を與ふ可し凡そ哺乳兒は母の乳と牛乳とを交互に與ふるを好しとす

第一百七十六條

若し其母自分の乳汁を小兒に與ふること能はざる時は健康なる乳母を選び其乳を用ふるを最も好しとす而して乳母の良否を定むるは實際困難にして産婆の知識にては之を定め得ざるが故に全く醫に依頼す可し然れども産婆も亦如何して乳母を選ぶものなるやは能く知るを要す而して乳母たる者は必ず左の資格を有すべし

[第一]乳母は二十年より三十年の間のものは是れに適當す而して年

齡の餘り若きものも餘り長じたるものも俱に不可なり
〔第二〕乳母は健康なる兩親より生れ其身體及び五官共健康にして齒質善く其齒齦は淺紅色を呈し皮膚清潔筋肉硬く呼吸に悪臭を帶びず發汗に臭氣を散ぜず陰部に瘢痕無く且つ白帶下無きものに限るなり

〔第三〕乳房は授乳後直に再び充實し硬結なく瘢痕無く且つ皮膚病等無きものとす而して其乳頭は好く突出して傷無く又其乳汁も良き性質を備へ即ち其乳母が分娩したる小兒此乳汁にて良く成長して甚だ健康なるを認たる時は是に由りて此乳母の乳は良きものと知る可し故に乳母を選ぶには必ず其小兒を一見することを忘る可からず若し其小兒營養悪しく皮膚病等を病

みて甚だ不潔なる時は無論其乳汁は不良なるものなり

第四乳母は精神を安靜に保ち且つ性質温順にして正直なるものを選び物事に感じ易き人は避けし

又乳母は分娩後四週より六週を経たる者を成るべく選むべし其の小兒の年齢と茲に養育せんとする小兒の年齢とは多くとも三箇月以上の差異あるものを採用す可からず
従來粗惡の食物及び不充分の生活法に習慣したるものを急に變更せしめずして漸々他の適當したる食物と然るべき慣習とに替ふ可し而して毎日室外に出て身體の運動をなさしむるは最も必要なり其外一定の事業を取り且つ哺乳兒に用ふ可き總

ての規則に従はしむ可し〔第一百六十七條を見よ〕

第一百七十七條

人乳に依らずして小兒を養ふに生母が自分にて養育すること能はず且乳母も得ること能はざる時に用ふるものにして是に適當し且最も其營養に富むものは乳皮を去らずして且つ棄たる牛乳なり若し乳皮の無き牛乳を以て養ふ時は其小兒は後ちに至り虛弱となるものなり而して其牛乳は健康殊に咳嗽なき良牛より搾取たるものを探ぶべし然れども牛乳は人乳よりも消化し難きものなれば豫め之を左の如く稀薄と爲し用ふ可し
牛乳の稀薄法其他(分量時間各種配合物)に就ては種々の方法ありて各醫其見を異にする故に生後の育児に關し各自常に信賴すべ

き小兒科専門醫に就きて其指揮を乞ふべし左に掲ぐるものは
目下獨逸國に於て最良の效果ありと認られたるものなるが故
に適宜之を參照すべし

其稀薄の度は分娩後一箇月間は六「プロセント」の乳糖及び〇、六「プロセント」の食鹽を含みたる水二分と牛乳一分とを和したるもの
のを用ゆ可し
産後第二箇月より四箇月迄は六「プロセント」の乳糖及び〇、六「プロセント」の食鹽を含みたる水一分と牛乳一分とを和したるもの
を用ひ而して分娩後第五箇月及び六箇月に至れば乳糖食鹽水
一分と牛乳二分のものを與ふ分娩後七箇月以後は稀薄にせざ
る牛乳を與ふべし

稀薄にしたる牛乳中へ乳糖及び食鹽を加ふる所以は即ち水の爲
め甘味を減じ小兒是れが爲め飲量を減ずるものなれば之を補
ふ爲又食鹽は人骨の構造に缺く可からざるものなるが故なり
右の理由に依り牛乳を稀薄にするには必ず乳糖と食鹽とを用ゆ
べし
牛乳を稀薄ならしむるに用ゆる乳糖食鹽水を簡単に製せんとせ
ば半「リットル」即ち五百立方「センチメートル」の水に細末の乳糖
大なる食匙に平面に盛りたるもの三杯乃至四杯若し粒狀或は
結晶乳糖なれば食匙に山なりに盛て三杯乃至四杯即ち三十「グ
ラム」及び食鹽を西洋指貫へ一杯即ち指頭大「三グラム」ほどを加
ふ可し

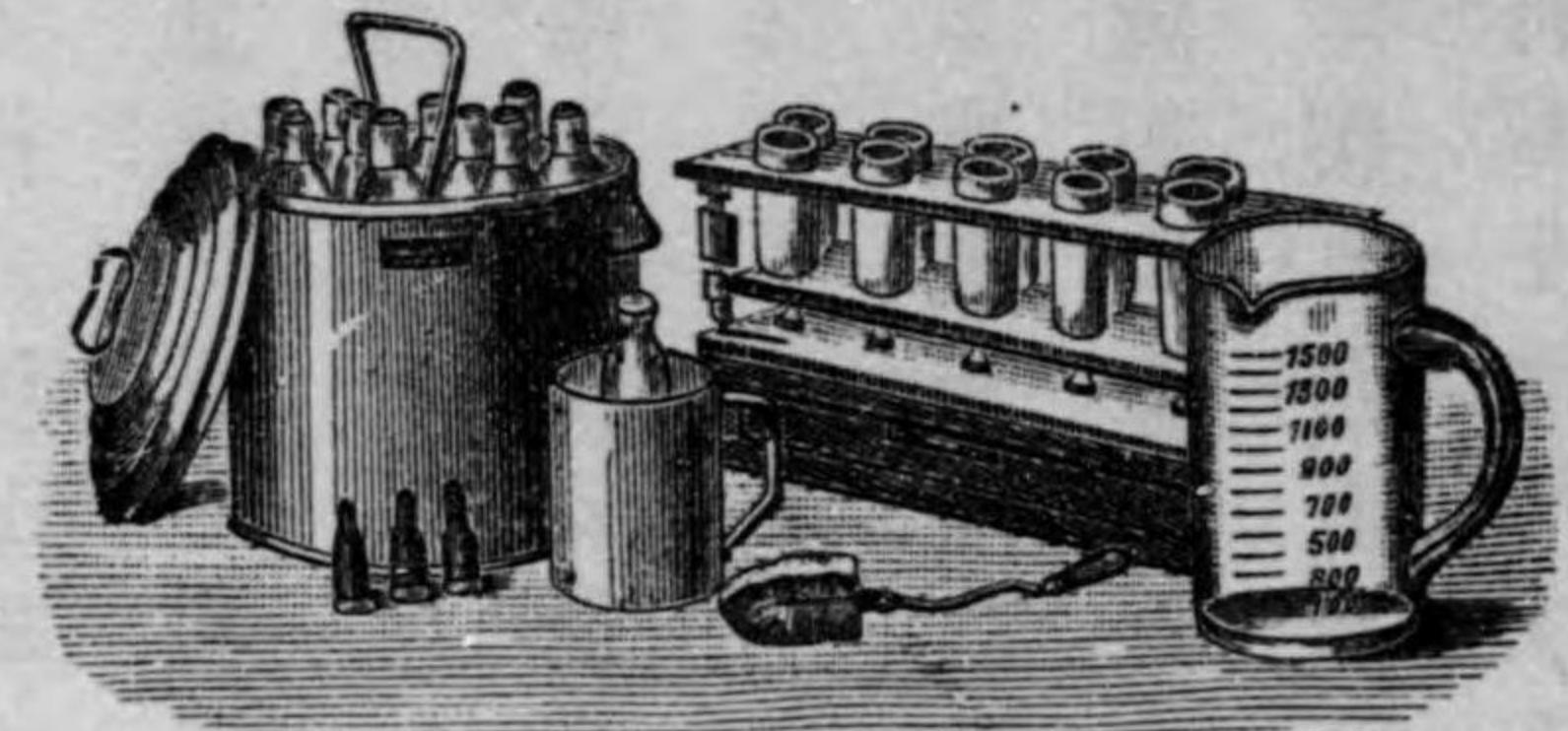
第一百七十八條

新に搾りたる牛乳は概ね清潔ならず塵埃其他の不潔物及び種々の最微なる醣酵素又は腐敗素を含有し小兒に害を傳ふるものなれば之が豫防をなす事肝要なり其豫防法の最適當なるものは「ソツキスレト氏の創意なる煮沸器」なり而して其器具は次に記載の諸品にて成るものなり

〔一〕口嘴ある硝子製器具一箇是は牛乳を薄め或は瓶中に移すに用ゆ

〔二〕乳汁瓶〔第一百十四及び百十五圖〕二十箇但し百五十乃至二百グラムを入れる可きものは其半分は冷却するに又半分は煮沸するに用ゆ

圖三百第



圖五百第



此圖示式一具器の氏「ソツキスレト」は此圖

〔三〕瓶坐を備へたる鐵葉製の鍋一箇是は十箇の乳汁瓶を一回に煮沸し得る用を爲す

〔四〕二重底の罐一箇是は乳汁を小兒に與ふる前其瓶を温むる用をなす

〔五〕抽斗を有する瓶臺一箇但し其抽斗中には次に記載せる器具を入れる

〔六〕ゴム製圓板十二箇〔第一百十五圖の上部を見よ〕

〔七〕保護用の蓋〔第一百十四圖の上部を見よ〕

〔八〕ゴム製乳頭五箇

〔九〕乳汁瓶を洗滌するに用ゆる圓形の刷子一箇〔ランプ〕のホヤを掃除する器械の如きもの

第一百七十九條

「ソックキスレト氏の哺乳兒を養育する爲に設けられし牛乳煮沸法保存法及び授乳法を左に示す

〔一〕哺乳兒を養ふに用ゆる牛乳は成るべく新に搾出したるもの要用ふ而して其醣酵素を害なからしむるには次に述るが如き仕方に從て煮沸す可し

又乳汁は成べく新鮮にして殊に多數の牛より搾り取り混合したるを可とす決して一頭より搾り取りたる乳汁を用ゆべからず而して煮沸する前一定の割合に從て其牛乳を乳糖及び食鹽を含みたる水に和し或は醫師の指圖に依りては稀薄にせざるものを口嘴ある硝子製器具に盛るべし但し此器は一リットル半

(四) 今小兒に乳汁を與へんとすれば先づ乳汁瓶一箇を二重底の罐面を上方へ向け蓋を爲すべし

をするべきものとす。さて煮沸するには蒸氣の絶えず吹き出るほど煮立ること十分時間にして先づ蓋を取り除け蒸氣の少しく衰ふるを待ち乳汁瓶を瓶坐と共に鍋より取出すべし然る時は其瓶の漸々冷却するに従ひ氣壓の爲めゴム製圓板は自然に瓶口へ固と壓着せらるゝなり此の如く大約十分時間を過れば氣壓の爲め更にゴム製圓板は凹形になりて最早保護用の蓋は不用となるものなり然れども其瓶の全部冷却するまで或は瓶口を開んとするまで保護蓋を置ば尙ほ遺策なし既に一回煮沸に用ひたるゴム製圓板は一方へ凹陷を生ずるが故に次回には凸

を入れるべき量目ににして十分の一リットル即ち百グラム毎に度目を附するものなり

二混和せし牛乳或は純牛乳を一日間に其用量だけを取り已に硝子製の器具に盛たる乳汁を各乳汁瓶へ分ち移すべし而して此瓶は百五十グラム乃至二百五十グラムを入れるべきものなれども一定の度目を越して過分に満すべきからず瓶の半分或は四分の三まで少く満すは妨なしとす

三右の如く満したる瓶口に各ゴム製圓板を置き後瓶の頸に保護蓋を冠せ而して煮沸用鍋の中の瓶坐に各挿入し鍋の中へは水を入れゝこと瓶中に在る乳汁の充つる高さまでに至るべし次で鍋に蓋を覆ひ火爐に掛け善く煮沸すべし但し鍋には必ず蓋

に入れ且つ罐へ冷水或は微温湯を満たしめ之を火の上に掛け温めて飲用に適する温度とすべし而して其適當なる温度を簡易に知らんとするには先づ乳汁瓶を振盪して眼の上に當て試むべし其温くも冷くも感ぜざる時は即ち體温と同じ度たることを知るべし又乳汁瓶を數回取出し振盪しては再び湯中に浸せば速に其乳汁を温め得るものなり而して冷却せる瓶を熱湯に入れ或は速に冷却せしめんと欲して熱き瓶を冷水中に入るれば例へ目前に破裂せざるも必ず多少硝子に損傷を生じ次回に煮沸するに臨み破裂するの恐あれば注意すべし又乳汁は小兒に與ふる前嘗試するは最禁ずべし何となれば是が爲動もすれば醣酵素或は發病素の乳汁中に侵入することあればなり

[五]旅行或は散歩の際には熱く温めたる乳汁瓶の「ゴム」製圓板面凹陷して固着せるや否に注意しこれを毛布に包み携帶せば數時間善く其温を保つものなり但し此際には必ず保護蓋を瓶口に用ゆべし

[六]其乳汁飲用に適したる温度に至れば既に小兒に與へんとするに臨み瓶口を開くべし其仕方は「ゴム」製圓板の縁を上方へ壓抑すれば其隙間より大氣は瓶中に入り「ゴム」製圓板は瓶口より遊離すべし

[七]小兒の飲残せし乳汁は哺乳兒の營養物として最早用ゆべからず又瓶中に密閉し置たる乳汁は兩三日を経過するも顧慮なく用ゐて可なり

(八) 乳汁瓶を清潔ならしめんとするには其瓶を用後直に水を満たし乳汁の附着乾燥するを防ぐべし而して灰を加へ圓形の刷子にて洗滌するか或は瓶中へ南京玉及び水をして其半を満たす程入れ強く振盪す可し此の如く清潔にせし乳汁瓶は瓶坐或は瓶臺へ逆倒に立て置く可し又使用を終りたる「ゴム」製圓板は水中に入れ再び用ひんとする前附着する乳汁を善く拭除くべし而して此の「ゴム」製圓板を成るべく永久に保存せんと欲せば四週間毎に灰汁灰一分及び水二分より出來たるもの」を以て一時間煮沸すべし又瓶口の磨きたる面も常に清潔に保つべし然らざれば「ゴム」製圓板是に密着し難し又若し瓶口を損傷したる時は新に瓶を換求むべし何となれば損傷したる瓶には「ゴム」製

圓板密閉しがたければなり

右に述たる「ソツキスレト」氏の器具一式を備ふること能はざる時は成べく氏の教示に倣ひて牛乳を煮沸し用ゆべし即ち毎朝牛乳舗の配附する所の牛乳を第百七十七條に述たる仕方に従て乳糖と食鹽を含みたる水にて薄め次て是を藥瓶の如き同じ大さの瓶數箇へ分ち入る可し但し瓶中の乳汁量は其小兒が一回に呑み盡し得るだけの量を入れ可し然る後蓋のある鍋に並べ水を加へて十分間煮沸し續て一回煮沸せし「キルク」を以て善く閉鎖して保存すべし而して之を小兒に用ゆるには決して冷たきものを用ゆべからず何となれば之れが爲め小兒は腹痛を發すればなり又溫度の餘り高きも亦害あれば其乳汁は必ず列氏

の二十九度即ち攝氏三十七度の溫度にて用ゆべし
小兒に與ふる牛乳を温むること及び瓶を清潔に爲すことは必ず
第百七十九條に述べたる如き規定に従て之れを行ふ可し
小兒を養ふに新鮮の牛乳を得難き時は人工營養品を用ゆべし然
れども此營養品例へば罐詰の煉乳(ヨンデンスミルク)或は乳粉
等種々あれども多くの理由によりて小兒の營養物として價値
無きものなり又同品にも格別優劣等差あるものなれば到底產
婆は是を區別採用すること能はざるものなり然れば是等代用
品種の撰擇及び用法の如きは宜しく醫に相謀るべきなり
牛乳の外目下世上にて専ら用ゆる營養品は煉乳なり次に其稀薄
の度を示す即ち

分娩後第三週間は	煉乳一分	水二十四分
同第四週乃至三箇月間は	煉乳一分	水二十分
同第四箇月乃至第六箇月間は	煉乳一分	水十八分
同第七箇月乃至第九箇月間は	煉乳一分	水十五分
同第十箇月以上	煉乳一分	水十二分

第一百八十條

小兒に營養物を與ふるに最も都合好きものは哺乳器なり此哺乳
器は常に良く清潔になす可し之を用ひたる度毎に殘留の乳汁
を捨て而して其器は直ちに清淨なる微溫湯を以て内外共に良
く洗滌し護謨製乳嘴セイロウ小兒の口に衝む所は必ず一日一回づゝ五
分時間煮沸し後殺菌水又は食鹽水或は充分清潔なる蓋物に入

れ置く可し斯の如く度々洗ひて清潔を要するものなれば哺乳成は器るべきだけ簡単なるを要す

第一百八十一條

小兒は二十四時間中或は又其度毎に幾何の營養物を與へて然るべきものなりや是元より其年齢と體重と健康の状況とに由りて異なるべきものなり而して初生兒は分娩後一週間は六より八食匙(盃に三四杯)を一度に與へ其後は小兒の好く安らかに且つ健全にして體量漸々加はり大便の量正しく其質も異常無きまで其量を増す可し但し量の少きに失するよりは多きに失するもの常に多し即ち營養物を小兒に與ふる多量に過る時は是が爲め消化器の病を起し嘔氣嘔吐腹痛等を來し常に安靜なら

ずして甚しく啼くことあり營養物を與へて小兒を養ふは恰も母の乳を與ふると同一なり(第一百六十二條を見よ)

第一百八十二條

小兒が唾液の分泌を始めたる後即ち若し出來得るならば分娩後の十箇月以後に至らば牛乳の外更に稀粥葛湯或は摺粉湯へ少量の食鹽及び砂糖を加へたるものと良とす而して虛弱の小兒には此外尙ほ鳩鶏肉等の「ソップ」又半箇の鶏卵等を加へて與ふ可し又分娩後一箇年を過たるものへは牛乳「ソップ」を與ふるもよし以上の營養物は始めは牛乳の外毎日一回づゝ椀に半分程與へ後には遂に二回となす可し又小兒の食物は決して種々取

り換へて與ふ可からず蓋し初め一箇年中全く平等の食物を與ふる時は其小兒最も壯健なり故に始めの一箇年中は大人が種種の食物を用ゆる如く雜食せしむるは宜しからず

第一百八十三條

小兒二三枚の歯牙の發生するまでは乳汁のみにて營養せしめ其れより漸く乳房を離すを好しとす偱此離乳には一定の日數を要するものにして決して急速になす可からず即ち數週數月の長きを常とするなり初めは哺乳器にて少しく甘味を附けたる牛乳を與へ其れより漸々乳房を遠ざけ終に二十四時間中に僅一二回授乳せしむる様に爲す可し若し然らずして遽に乳を離す時は通常小兒は甚しく啼き頻に營養物を與ふるも又饑渴す

るも絶えて飲食せず從て身體は甚だしく疲勞し啻少許の食物を取り得るのみ此の如き場合には身體羸瘦して屢々病氣を發すること稀ならず

第一百八十四條

小兒を慰むる爲め砂糖を入れたる囊を口中へ入れ或は砂糖水を妄に飲す等のことは世間一般に行はれたる風習なれども是甚だ惡弊にて之が爲めに口内及び胃中を酸くなし水泡を作り食欲を減じ終に全身の營養を害す且つ布片或は護謨にて作りたる乳嘴を口内に入れ置けば之れを吸込みて氣管を閉ぢ窒息して死すること間々あり故に産婆は此くの如きことにも懇に注意す可し

第一百八十五條

四百十二

小兒分娩後四箇月を過ぎざるに磨粉或は乳の粉或は前に述べた
る粥などを以て食料とするは其健康に最も害あり即ち其消化
器は未だ此くの如き固形の食物を消化する力無く殊に口内に
は未だ歯牙或は唾液の如き消化上必要のもの無く且つ胃腸共
に未だ甚だ弱きが故に今若し此くの如き食物を與ふる時は通
常一二週の後其小兒の腹部膨大して日増に硬くなり大便不順
となり其便は結塊粘滑にして綠色を帶び且つ惡臭を放ち而し
て其小兒は腹痛に悩み一般に羸瘦を來すを見る故に此くの如
き小兒は大概虛弱となり幸に死を免かるゝも已に一二年を過
れば骨の膨大と軟化とを來す即ち佝僂病を發し不具の人とな

るなり又小兒の一箇年未満にて死する者は多く營養上の不良
なるより来るものなり故に産婆にして正當なる營養法を行ひ
其小兒をして健全ならしむるに至らば實に其功少なからずと
いふべし

第一百八十六條

食物に次で小兒の健康上に必要なものは清潔法なり即ち小兒
を毎日入浴せしむるは勿論其外小兒物に汚れたる時は其度每
に好く其部を洗ひて好く乾す可し而して濕りたる中冑は他の
清潔にして乾き且つ暖めたるものと交換す可し故に常に豫め
二三枚の中冑を湯煖婆の周圍に纏ひ温め置きて其用に供ふ可
し又小兒が濕りて不快なる爲啼泣する迄待ずして授乳と授乳

との間に於て濕りたるや否やを注意す可し總て清潔に扱ひたる小兒は通常身體に糜爛を生ずることなし又已に糜爛を存することあらば之を洗滌したる後好く其部を乾かし其上を清潔なる綿にて被ふ可し若し臀部及び足に生じたる糜爛が速かに治癒せざる時は醫師に相談す可し

第一百八十七條

分娩後已に一週間を過ぎたる小兒には勤めて其四肢を自由に動かしめて運動を習しめ又其臥したる間も唯其體上ののみへ毛布を掛けて自由に運動せしむ可し此くの如く爲す時は小兒は大に喜び幾分か其手足を動すものなり又分娩後七八箇月に至れば小兒を蒲團の上に座せしめ其周圍に種々の玩弄物を列べ置

き漸々匍匐を始めしめて物に便りて立ち又看護婦の看護に依りて自ら歩行するに至らしむべし然れども小兒の歩行を助くるには看護婦自ら兩手を小兒の腋下に入れて胸を兩側より保ち助く可し決して小兒の兩手を執り殊に一手を釣りて之を助く可からず是身體の平均を失ひ或は手を挫き或は鞆帶弛緩等を來すの恐あればなり又満一箇年頃に至るとも小兒の歩行するを人工的に強て教導するは甚だ害あり小兒は足脚に力付ば自然に歩行し得るに至るものなり

第一百八十八條

夏日或は溫和なる天氣等には分娩後已に九日を過ぎたる小兒なれば少しづゝ室外に連れ出すも可なり但し冬日或は天氣悪し

き日には常に室内に於て看護す可し

第一百八十九條

通常歯牙の發生する時期は其小兒病氣に罹り易しと雖も適當の營養物を與へ好く看護する時には始めの歯牙は格別變化を來さずして發生す又此期に於ては多量の唾液を分泌し頬部屢々紅色となり口中へ拳を入れ食物を嫌ひ時々嘔吐し或は下痢を催し平常の時より多く啼き睡眠中卒然啼き出す等の症を發す故に斯くの如き時は最も注意して營養の不攝生寒冒及び溫暖に過ること等無き様に注意す可し且小兒の頭を餘り暖に覆も害あり又歯齦を清潔なる指にて軽く摩擦するか或は軟なる彈力性の物〔ゴムの如きもの〕を噛する時は前の諸症減ずること間

間あり但し小兒眞の病氣に罹らば直ちに醫に診察を乞ふ可し

表 誤 正

二五九 二三九 一七九 一二六 九二 九一 八六 八三二 七九 七四四 四三 三五 三四 三〇 一目六 頁

十一 七十一 二十九 二十一 五十一 五七十二 七五 行
數

神速 向ひ勿も惡く姫を凡そ受きに種を腎臓の洩緊ん耻は上肢の縮正規産第一誤
向ひ勿も惡く姫を凡そ受きに種を腎臓の洩緊ん耻は上肢の縮正規産第一誤

迅速 向ひ勿も惡く姫を凡そ受きに種を腎臓の洩緊ん耻は上肢の縮正規産第一誤
向ひ勿も惡く姫を凡そ受きに種を腎臓の洩緊ん耻は上肢の縮正規産第一誤

四〇八〇四四二一八 三四七 三四三 三四二 三四九 三四一 二九三 二八五 二八〇 二七九 二七六 二七一

四二二五三十五 三五 十二二八三九十七一九四

小兒成器は汁に成る八十日なり一 日 第一胎は左面此滑る滑る産内さる
小兒成器は汁に成る八十日なり一 日 第一胎は左面此滑る滑る産内さる

小兒成器は汁に成る五十日なり一 日 中 第一胎は左面此滑る滑る産内さる
小兒成器は汁に成る五十日なり一 日 中 第一胎は左面此滑る滑る産内さる

版 權
所 有

印 刷 所

赤 羽 正 已
東京市芝區愛宕町三丁目二番地

東洋印刷株式會社
東京市芝區愛宕町三丁目二番地

纂譯兼發行者

柳 順 次 郎

明治二十年四月二十八日版權免許
大正七年四月二十三日增訂十四版印刷
大正七年四月二十六日十四版發行

正價金壹圓六拾錢

8.9.25

56
25

終

